

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と育児、又は生活の調和を図りながら、その能力を発揮できる職場環境を整備する為、次のように行動計画を策定する。

計画期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日迄の 5 年間

但し、計画期間中において、人事制度の改定、又は職員からの要望に応じて随時見直し、変更できるものとする。

計画内容

○ 目標 1

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

□ 対策

平成 23 年 4 月～ 各関係法規に基づく諸制度の調査

平成 24 年 4 月～ 制度に関する資料を作成し、掲示、配布するなどして周知

○ 目標 2

子の看護休暇の対象範囲を育児全般、学校行事への参加等にも利用できるようにする。

□ 対策

平成 23 年 4 月～ 子の看護休暇の利用状況把握

平成 24 年 4 月～ 職員の要望に応じ、対象範囲拡大範囲の検討

平成 25 年 4 月～ 対象範囲拡大して実施

○ 目標 3

職員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 30 時間未満とする。

□ 対策

平成 23 年 4 月～ 所定外労働発生状況、原因の分析を行い、統計をとる

平成 24 年 4 月～ 管理職を対象とした統計に基づき、問題点の検証、対策・実施を検討

平成 25 年 4 月～ 目標に向けて、段階的に所定外労働時間減少の為の対策を本格的に実施
統計をとり公表、随時改善に向けて検討、改善案の実施

○ 目標 4

事業所周辺の小・中・高等学校等の生徒に職場体験の場を提供する。

□ 対策

平成 23 年度中 受入方法や体制についての検討

平成 23 年 4 月～ 関係機関、学校等の連携

平成 24 年度中 定期的に職場体験を実施